



あい 逢
愛 逢

第
42
号

特定非営利活動法人 愛逢

尼崎市小中島1-20-21

電話 06-6493-1424

FAX 06-6493-1443

発行責任者 長谷川 達雄

発行日 2012年3月22日

第6回 生と死を考える市民講座のお知らせ

～今から考える自分の老い・親の老い～

日時 2012年4月22日(日) 10:00～

会場 園田地区会館

講師 山崎 章郎さん(ケアタウン小平クリニック医院長)

参加費 500円

※車椅子の方も遠慮なくご参加ください。この機会に地域での看取りについて一緒に考えてみませんか？

詳しくは折り込みチラシにてご確認下さい。



NPO法人愛逢 第9回通常総会のご案内

日時 6月16日(土) 午後6時

会場 小中島福社会館(2F)

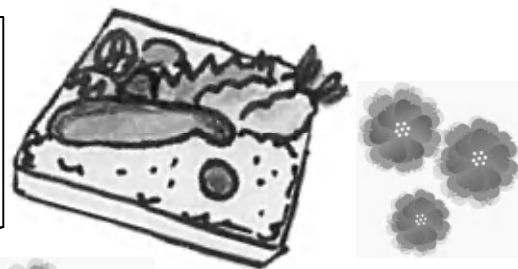
2012年度会員登録更新とご入会のお願いについて

愛逢会員の皆様、そろそろ会員登録更新の時期が近づいてまいりました。いつもは正会員様・賛助会員様共に3月頃から少しずつお願いさせていただいておりますが、今年度に限り賛助会員様の会員更新を総会後から順にお願いさせて頂く次第です。ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力の程お願い申し上げます。

こんなうれしいお手紙が同封されていました・・・

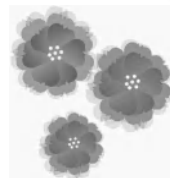
前略

いつも配食サービスをありがとうございます。
心ばかりですが寄付をさせていただきます。
御身体に気をつけてよい年をお迎え下さい。



お手紙を受けて・・・

- 喜んでくれる方がいることで作りがいがあります。
- お手紙を書いてくれた心があります。
- 利用者さんの顔が見えるようでこれからも頑張ろうと思います。



日々の活動の中、このようなお手紙をいただき配食ボランティア一同本当に喜んでいました。私たち愛逢スタッフは利用者様の様々なお声を活力とし、これからもがんばっていきます。

“第20回ふるさと雪まつり”に参加させていただきました

～21年目を迎える！香美町と尼崎市の交流～

とてもスッキリとしたお天気の中、始まった雪まつり！！こんないいお天気は



珍しいとの事。予定開始時間の30分以上も前から公園にはたくさんの方が来ていました。私たち愛逢は昨年引き続き『かやくご飯』を販売させていただきました。販売開始から「ここは何い？」と来られ、「かやくご飯です！！お昼ご飯にどうぞ。」と言うと「そうしょ」と買ってくださる方が多く見



られました。また、「こ

の方、ご飯もの探してらっしゃるのよ～」と案内して来てくださる方も・・・今年も大成功？！といった感じでスタッフも楽しく参加することができました。<山下 直子>

配食ボランティアに参加するようになって約5年を迎えようとしています。先日の雪まつりに参加して、約300食分のかやくご飯の準備に携わり、ささがきごぼうを削ったり、人参を切ったりパックに詰めたりで、次から次へとできていきました。個人の力は微力でも集まればすごいですね。楽しい経験になりました。



<湯浅 みき>

阪神医師協小中島診療所が新築移転！

4月2日(月)、中島診療所が新に郵便局跡地へ診療所を移し、診療を始めます。診療科目も、内科に加え小児科、整形外科が増えます。これまで以上に、医療と介護の結びつきが強まり、地域になくしてはならない診療所として、大きな期待を寄せていきたいと思ひます。

<長谷川 達雄>

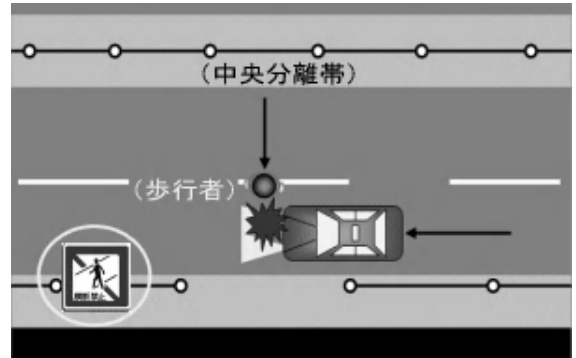




あなたは横断禁止場所を横断したことはありませんか？ この標識のあるところが 横断禁止場所です

交通事故防止アドバイス

- 横断禁止の標識があるところは、絶対に横断してはいけません。横断禁止場所を横断することは、死亡事故に直結する危険行為です！！！！
- 夕暮れ時から夜間に外出するときは、明るい色の服装や反射材を身につけましょう。



『遺産相続～^{ゆいごん}遺言～』 ★遺言書が必要な典型例★

遺言書を残しておくことで、未然に相続人間の争いを防ぐことができる事例をご紹介します。

まず、夫婦間に子どもがいない時、仮に夫が先に死亡し父母、祖父母もいない場合、妻と夫の兄弟姉妹（夫よりも先に死亡している時は、その子ども）全員が相続人になります。

永い間に、夫婦で築きあげてきた財産を、他人同然と言ってもいいような夫の兄弟姉妹にまで権利を認めるのは承服し難いと思われるかも知れません。増して、残された遺産が居住している我が家だけとなると、不仲の兄弟姉妹に「判付き料」のようなお金を払わなければ家の名義の書き換えもできません。我が家の外に、預貯金類が充分にある場合は、それを「判付き料」に当てることができますが、遺産が我が家だけの場合、実質的に入ってくるものもないどころか、何がしかの出費をすることによってしか住み続けることができないこととなります。後に残された妻からすれば、「せめて遺言書を残してお

いてくれたらなあ、おとうちゃん」ということとなります。このケースは、ほんとうに多いです。さらにこのケースで、相続人に兄弟姉妹が大勢いて、その内のひとりが行方不明になっていることも考えられます。

この場合も厄介なこととなります。家庭裁判所が選んだ「不在者の財産管理人」を入れて相続人全員で遺産分割協議をしなければ、最終的に妻ひとりが遺産を手にするすることができないこととなります。妻は、外の相続人全員が相続分を主張しなかったとしても、行方不明になっている相続人が現れた場合に備えて、その相続分に等しいものを認めることとなります。経済的にも、時間的にも負担は大きくなります。

遺言書一つで、解決できることです。夫から妻へ、ほんとうの意味での最後に残していける愛情かもしれません。心当たりの男性は、この際、是非とも愛情の証しを残して置かれることをお進めします。 <長谷川 達雄>

ミッション(社会的使命)

私たちは多様な生き方が尊重され、
誰もが安心して暮らせる地域を作る為、
仲間と支えあい(愛)、つながりあ(逢)っていきます。

★記念誌販売中です★

最期の居場所

～暮らしの中のホスピス～

昨年行われた「秋の連続講座」や「シンポジウム」の記念誌が出来上がり、1冊1,000円で販売しております。興味がある方はぜひご連絡ください。(06) 6493-1424



★お困りな事があればいつでもご相談ください★



介護保険や自立支援など日常生活の中でお困りな事があればいつでもご相談ください。

成年後見に関するご相談も毎週火曜日に無料相談を実施しております。

(06) 6493-1424

知ってますか？

第7回目 ^{みとり}看取りの家ってなあに！？

普通に暮らし、安心して死んでくところでは。

病気をもち、障害を持つと、普通の暮らしを続けることが大変になってきます。そして、やがて必ずやって来る「死」。たくさんの不安がつきまといきます。入院しても、その日から退院先のことを心配しなければならない時代です。高齢者の一人暮らし、二人暮らしは、症状が重くなれば自宅への退院が困難になって行きます。家族がいても自宅への退院が保障されているわけではありません。しかし統計で見ると「最期は自宅で」と望む人は80%を占めています。

こんな時に頼れるのが“看取りの家”なのです。

「愛逢の家」では、本当の自分の家ではないけれど、自分の家のように「普通に暮らし、安心して死んでく」ことができる場所として、いま、5人の方と家族のように、普通に暮らしております。

＜兼行 栄子＞



ホ ッ ト 待 夢

奈良東大寺二月堂のお水取りが終わり、近隣の花便りが聞こえてくる頃です
2月のバレンタインデーにチョコを贈った方から、3月のホワイトデー



に『白い豆腐』が届いたのです??10年前から仕事の関係で男性客にチョコを贈っていましたが、お返しは初めての事でお礼の電話をしたら、豆腐屋さんの奥様でした。なんと「洒落たプレゼント!」にうれし〜いと美味しい思いをしました。
＜崑娘＞

♪♪皆さんからのご意見、ご感想をお聞かせ下さい♪♪